

モントリオール・プロセスについて

1. モントリオール・プロセスとは

森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた国際的な取組。

2. 経緯及びこれまでの取組

1992年の地球サミットでの「森林原則声明」等の採択を踏まえて、1993年にモントリオールにて、欧州を除く温帯林等諸国12カ国（カナダ、アメリカ、メキシコ、チリ、アルゼンチン、ウルグアイ、ニュージーランド、オーストラリア、韓国、中国、ロシア、日本）で持続可能な森林経営を推進するための共通の基準・指標の作成を開始することに合意し、1995年に7基準・67指標を採択した。

2003年に、参加12カ国が基準・指標に基づき、それぞれの国の森林の状況等を取りまとめた「第1回国別森林レポート」を公表。また、2006年には、下記の基準1～6の指標改訂を了し、現在基準7の指標の見直し作業中である。

なお、モントリオール・プロセスのほか、全世界でヘルシンキ・プロセスなど8つが存在。

3. 基準・指標とは

森林経営の持続可能性について、科学的かつ客観的に測定・分析・評価する「ものさし」。（7基準67指標）
2006年の見直し作業により、現在は7基準64指標

生物多様性の保全 基準1（9指標） 森林生態系の多様性 種の多様性 遺伝的多様性	森林生態系の生産力の維持 基準2（5指標） 木材生産に利用可能な森林の面積、年間伐採量 木材以外の産物の収穫量等	社会の要請への対応 基準6（19指標） 生産と消費 レクリエーション及び観光 森林分野における投資 文化的、社会的、精神的なニーズと価値 雇用及び地域社会ニーズ
森林生態系の健全性と活力の維持 基準3（3指標） 被害の発生面積、率 被害物質の量、濃度 等	土壌及び水資源の保全 基準4（8指標） 土壌浸食された森林面積 水資源の保全のための森林面積 等	
地球的炭素循環への寄与 基準5（3指標） バイオマス及び炭素貯蔵量 地球上の全炭素収支への寄与等		
法的、制度的、経済的枠組 基準7（20指標） 土地所有 森林計画 国民参加 モニタリング 情報へのアクセス 研究開発等		

4. 事務局

事務局は、1994年にカナダ天然資源省森林局内に設置されたが、2007年1月1日に我が国の林野庁内に移転した。

森林の区分に応じた施策の方向

森林の有する機能

- ・ 水源のかん養
- ・ 土砂の流出の防備
- ・ 土砂の崩壊の防備
- ・ 飛砂の防備
- ・ 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備
- ・ 火災の防備
- ・ 魚つき
- ・ 航行の目標の保存
- ・ 公衆の保健
- ・ 名所又は旧跡の風致の保存
- ・ 木材の生産

等

重複して発揮

自然的条件や地域のニーズ等に応じて重視すべき機能の明確化
 重視すべき機能に応じた望ましい森林の姿の提示
 森林所有者等の森林施業上の指針はもとより地域住民等の理解の増進

森林を3つに区分

【森林整備の考え方】

【施業の方向(例)】

水土保持林

- ・ ダムの上流等
- ・ 奥地水源地域
- ・ 災害危険地区

国土の保全、水源かん養機能の高度発揮に資する森林整備

〔 複層林施業、長期育成循環施業、混交林化等 〕

国土の保全、水源かん養機能の高度発揮に資する施業の推進

公的関与による森林の管理

- ・ 保安林指定の計画的推進と治山事業による森林整備
- ・ 林業公社等による森林整備

森林と人との共生林

- ・ 風景林
- ・ 保健休養林
- ・ 動植物の生息区域

森林生態系の保全や森林空間利用を重視した森林整備

〔 広葉樹林施業、択伐林施業等 〕

目的に応じた多様な森林整備・保全を推進
 ・ 広葉樹林等の整備の推進

森林環境教育など森林の新たな利用の推進
 ・ 森林利用施設の整備
 ・ 地域住民等の参加の促進

資源の循環利用林

- ・ 優良人工林地帯
- ・ 効率的な施業が可能な森林地域

効率的・持続的な木材生産に資する森林整備

〔 現地の条件に応じて皆伐、択伐、長期育成循環施業等を選択 〕

経営・施業の集約化

効率的な生産基盤の整備

- ・ 高密路網の整備
- ・ 高性能林業機械化の促進

持続的な木材生産に資する長期育成循環施業の推進

育成林と天然生林について

植栽の有無による区分

人工林

天然林

従来の人工林の造成については、ほぼ目的を達成し、造成を基軸とする観点から健全な状態での育成・循環という質的充実を基軸とすべき段階となったこと

人工林も高齢になると、森林の構成状況について、天然林との差が少なくなること

人工林の中においても、天然力を活用し天然広葉樹の育成等を図る一方、天然林でも積極的に地表処理、植え込みを行う必要が生ずること

等

平成8年

・人為によって保育などの管理がされる森林

育成林

・自然の推移に委ね、主として自然の力を活用することにより保全・管理される森林

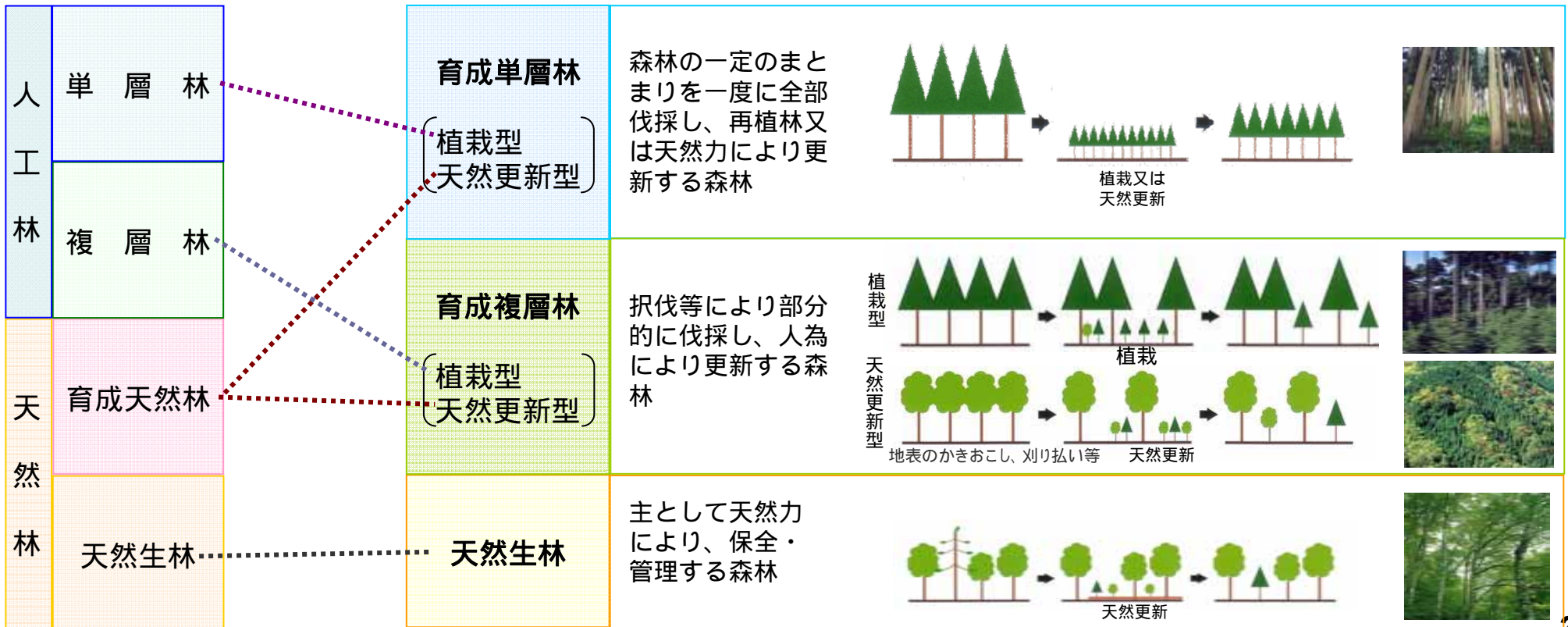
天然生林

に区分を変更

人為の積極性による区分

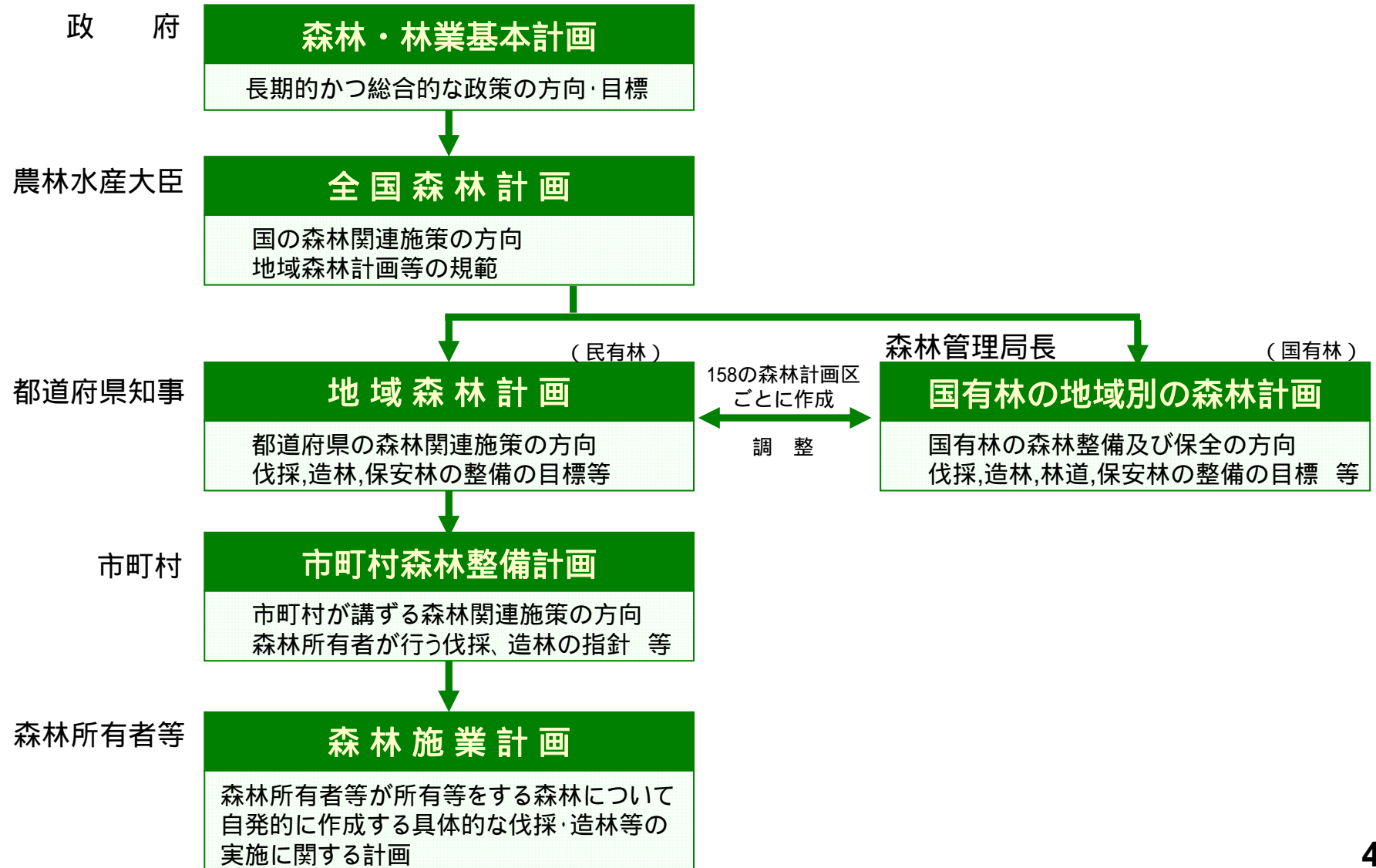
育成林

天然生林



森林計画の体系

森林計画は国から森林所有者まで様々なレベルで系統的に作成されます。



指定の考え方

水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の
公共の目的を達成するため必要があるとき

法25条～25条の2

指定権者

農林水産大臣又は都道府県知事が保安林として指定
伐採の方法・限度、必要な植栽の方法等について指定施業要件を定める

法27条～33条

行為制限

- ・立木の伐採には知事の許可が必要
(間伐及び人工林の択伐は届出)
- ・伐採跡地には必要な植栽をしなければならない
- ・土地の形質の変更等には知事の許可が必要

法34条～34条の4

優遇措置等

- ・損失補償
- ・税制上の優遇措置等

法35条、地方税法等

監督処分

違反

中止命令、造林命令、復旧命令、植栽命令

法38条

解除

- ・指定の目的が消滅したとき
- ・公益上の理由により必要が生じたとき

法26条～30条の2、
32条～33条

保安林種別	面積(千ha)
水源かん養保安林	8,870
土砂流出防備保安林	2,493
土砂崩壊防備保安林	57
飛砂防備保安林	16
防風・水害防備・潮害防備・干害防備・防雪・防霧保安林	253
なだれ防止・落石防止保安林	21
防火保安林	0
魚つき保安林	54
航行目標保安林	1
保健保安林	696
風致保安林	28
合計	11,763

(18年度末、重複のため計は一致しない)

全森林の47%が保安林